

五
イ
方 募
入 価 法 入
札 格 決
定 発 競 定
行 争 の

当も各
ての申
るか込
。らみ
その
のう
応ち
募応
額募
を価
順格
次の
割高
りい

四
發 行 方
法

用 振 替
等 条
項 及
の 適

振 律
法 項
の び

の 法 律
及 び
根 拠

發 行 行
名 称
及 び
記

二
一

価一を場で競争う札価振の以律社条九特
格国定特あ争入。へ格替適下へ平成年別
競債め別つ入札に以を機用「振替法」
争市る参て札發によ下競争は日本銀行第
入場も加、と行「価に付けるものと
札特の者財同「格競争して行わる。そ
發別にご務時「格競争て行とする。そ
行參よと大に「競争に付けるものとし、
「加るに臣行「以下札「の規
と者發応がわ。・行募各れ及「価格競
い・行募各れ及「価格競」とる。そ
う第へ限國るび価格競」とる。そ
。I以度債入価格競」とる。そ
非下額市札格競い入の定

○ 財
務省
令第
百三
十五
号
平成
二十六
年三月
四月九
日
國庫短
期証券
(第四
百三十八
回)
財務大臣
麻生太郎
の發行等
に關する
省令(昭和
五十七年大
藏省告示
第百三十
号)第五条
第十ー項の
規定に基づき、
引短期國債
の發行等
に關する
省令(昭和
五十七年大
藏省告示
第百三十
号)第五条
第十ー項の
規定に基づき、
割引短期國債
の發行等
に關する
省令(昭和
五十七年大
藏省告示
第百三十
号)第五条
第十ー項の
規定に基づき、
割引短期國債

十 一	九 行 單 札 格 日	八 替 額 面 格 位 金	振 額 入 札 第 參 市 競 I	最 者 債 債 市 競 加 場 行 額	七 行 入 債 債 市 競 I	口 イ 払	六 行 入 債 債 市 競 I	口 イ 發	口	
平す額の振		千	万 千 万 二		万 額 円 額			込 募 各		
成るの記替		万	七八七兆		円 面 面			み 限 国		
二。整載法		円	千百千三		金 金			の 度 債		
十六数又の			五六円千		額 額			応 額 市		
十六倍は規			百十 百		で で			募 の 場		
年の記定			円二 二		千 二			額 範 特		
三月金録に			億 十		八 兆			を 圏 別		
額はよ			八 七		百 三			割 内 参		
に、る			千 億		六 千			り に 加		
よ最振			四 八		十 百			当 お 者		
日る低替			百 千		三 三			て い ご		
も額口			七 五		億 十			る て と		
の面座			十 二		五 六			。 各 の		
と金簿			七 二		千 億			申 応		

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二 口 𠂇

払者入場元償 償行争非者特国 入価
込札所金還 還入価・別債 札格
期参支金 期札格第参市 発競
目加払額 限発競I加場 行争